

非行少年に対する就労支援としての 危険物取扱者試験活用の効果

八尋 茂樹

目次

- I. はじめに
- II. 事例 無職A (17) への施療事例
 - 1 問題の背景と経過
 - 2 援助開始
 - 2-1 第1フェイズ：援助方針の設定
 - 2-2 第2フェイズ：援助の介入
 - 2-3 第3フェイズ：援助の終結
- III. 所見
- 註
- 引用文献

I. はじめに

少年を非行や不良行為から立ち直らせたり、防止したりするための具体的手法はいまだ確立していない。非行に関するこれまでの研究も、その原因論におおた集中し、立ち直りに関する研究は非常に少ない。そもそも少年院においての教育は、矯正の観点から非行少年を指導（生活指導、職業補導、教科教育、保健体育及び特別活動等）する明確な方向性を持って施されているが、少年鑑別所や家庭裁判所において処遇の決定に一喜一憂する程度に位置する少年たち、すなわち、少年院には入院するほどではない非行少年や不良行為少年たちを、どのように指導し、いかに立ち直らせていくかはいまだ手探りの状態で進められている。例えば、スポーツやボランティアが非行からの更生や防止のための活動の一環として推奨されることがままあるが、指導のどの段階において実施するかを見誤ると全く効果が見られないと考えられる。現実的に考えて、心を開いていない相手と一緒にスポーツやボランティアを行う活動に、彼らが積極的に参加する可能性は非常に低く、指導の導入部で実施する手法ではなく、中間教育的な位置付けとなろう⁽¹⁾。

以上より、本稿では3つの観点からの立ち直り支援の手法を検討する。ひとつ目は少年院に入院しての教育を受けない非行少年や不良行為少年に対する立ち直り支援の観点からである。少年の一般保護事件の家庭裁判所終局処理人員は毎年10万人以上を推移し、うち審判不開始が7割、保護観察が1割、不処分が1割、残りの1割の中に少年院送致や逆送が含まれる（『平成20年版犯罪白書』等）。つまり、事件にからんだ少年の約9割が適切な

指導を受けないまま、半ば「自力」で更生することを求められている現状は無視できない。

2つ目は、非行少年らが就労することに結びつく支援という観点からである。岡本（2002）は、非行少年の多くが加齢とともに犯罪から遠ざかっていくのに対し、親と同居していなかったり無職であったりするような、社会的資源を持ち合わせていない者の中には、その後の受刑リスクを高めると指摘する。また、村山他（2007）は、少年院では90年代以降、矯正内在的な動向（成行調査の蓄積の中での資格・技能の再発見）と矯正外在的な動向（若年労働市場の閉鎖化、キャリア教育の上昇）を背景に、職業訓練における資格・技能の獲得とそれによる重要性が強く意識されてきたと報告している。つまり、非行によって家庭から離脱する少年らが適切な居場所を確保し、就労支援を受けることができる援助策こそが彼らにとって好ましい再統合モデルとなると考えられる。近年、生活指導や「被害者の視点を取り入れた教育」が重視される傾向にあるが、その一方で、非行や不良行為を繰り返す少年たちには、現実的な生活設計と社会復帰が期待できる指導が再犯防止のために必要であると思われる。

3つ目は、誰でも支援可能な指導手法という観点からである。現在の更生保護の現場を支えている保護司は無給（ボランティア）ゆえにその数が不足しており、また、高齢化していることが問題となっている。さらにこのような状況下において、更生保護に関わる専門家たちは生活状況の「調査」に終始せざるを得ず、安定した「指導」を行う余裕がないのが現状である。しかし、白井他（2005）が提示するように、非行少年らの立ち直りの過程では「人生の転回点にふさわしい家庭外の導き手やモデルとの出会い」とその後に訪れる「興味・能力の発揮の対象との出会い」、さらに「強い労働アタッチメント」へと流れることが非行リスクからの理想的な回復モデル（図参照）である。この導き手の役割を、少年らとの接触可能な一般的な人々が担うためには、誰でも支援できる容易な指導手法の確立が求められる。

以上の観点から、非行少年への就労支援に一定の効果を見出せた「危険物取扱者」資格の利用事例を検討し、その可能性に関する知見を得ることを試みたい。

II. 事例 無職A（17）への施療事例

家族構成：A（17）、母親M（43）／父親（享年28、交通事故によりAが2歳の時に他界）

1 問題の背景と経過

Aは、小学生の頃は勉強を熱心にしたわけではないがテストの得点は良く、また、スポーツもできたことから、常にクラスの輪の中心におり、教師からも児童会の会長を5年生、6年生と2年間任されるなど、優等生的存在であった。

中学生になると、1年生の半ば頃から勉強で躓きが目立ち始め、成績はクラスで平均的な位置に落ち着くようになった。また、掃除の時間に焼却場までゴミ捨てに行くことが面倒くさいと思って、窓から大量のゴミを捨てたり、本読みコンクールでは読んでもいない本の冊数を申告して表彰されようとするなど、小さな問題行動が教師の目にとまるようになり、2学期末の三者面談で、担任より注意勧告がなされる。これを機に、家庭では母親が小学校時代とのギャップを理由に、Aに厳しく指導するようになる。しかしながら、成績の伸びないAは仲の良い級友と共に、クラスで最も成績が良い男子生徒の机の中に、異臭を放った濡れ雑巾やカビ始めた給食のパンを入れるといった嫌がらせ行為をするようになる。Aがこのような度の過ぎたいたずらを学校でしているという噂はAの住む地域で広がり、母親は同級生の母親たちに嫌味を言われるなど、肩身の狭い思いをした。母親のAへの叱責は日に日に強くなり、Aは母親に対する憎しみを口にするようになる。

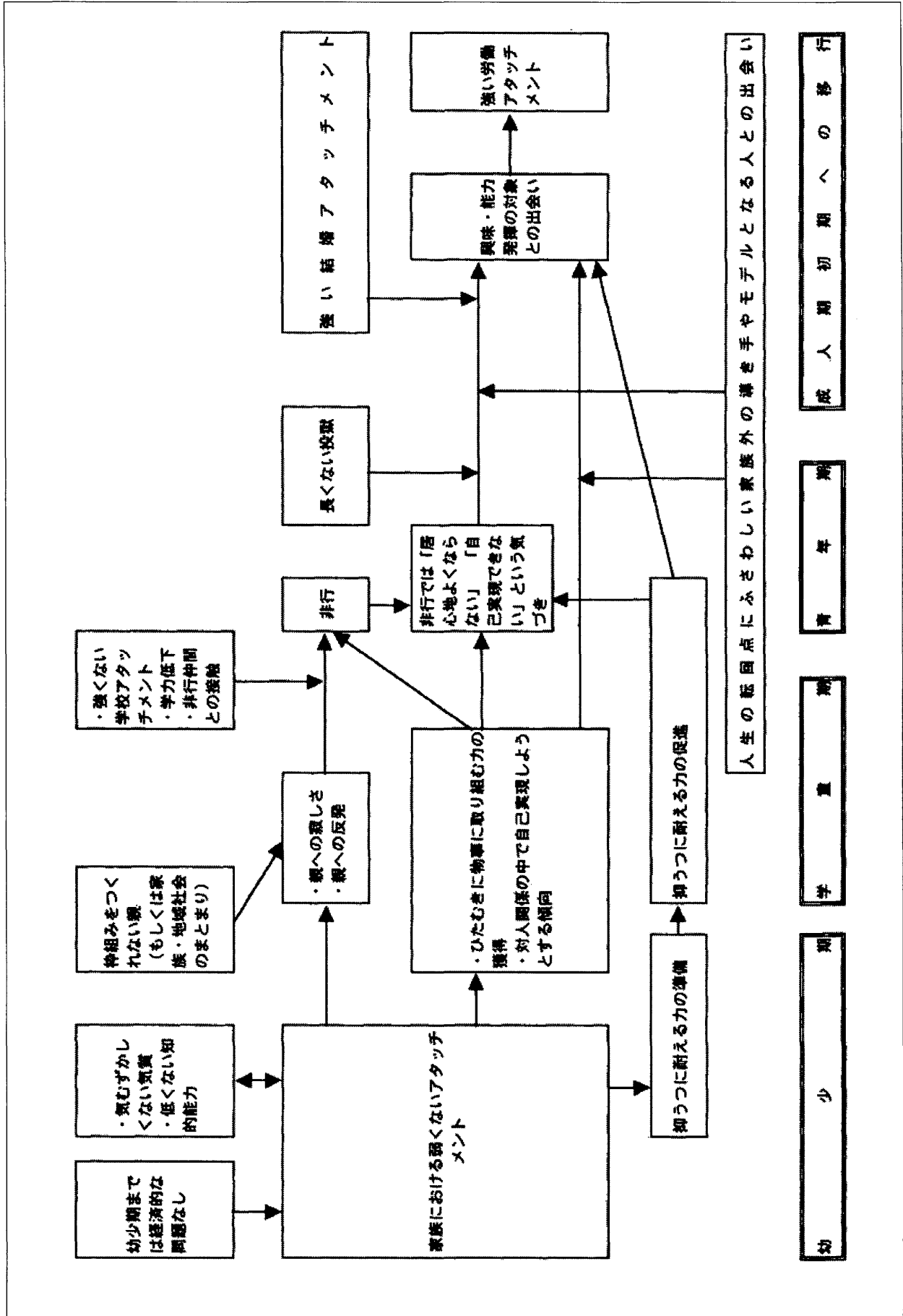


図 非行リスクからの回復モデル (白井他、2005)

中学2年生の時にはクラスで浮いた存在となっていたAのグループは、(父子家庭で)父親が夜勤で夜は兄弟だけとなる級友の家に集まっては、深夜まで喫煙をしながらゲームや賭けトランプをする日々を送った。中学3年生の時に、雑貨店で携帯型ヘッドフォンを万引きしようとしたが店員に見つかり、母親が誓約書を書くことで身元引き受けを行ったことがある。実はこの一件前後にもAらは小さな万引きを繰り返していたが見つからなかったという。

成績が下がる一方であったAは、その後いわゆる教育困難校に進学。高校1年生の時、1学年上の先輩の原動機付自転車(原付バイク)を借りて無免許運転を繰り返し検挙される。Aの高校の地域では原付バイクの盗難事件も数件発生しており、Aらもその疑いをかけられる。結局、Aは保護司のつかない交通短期保護観察処分(1号観察)となり、家庭裁判所で母親と訓戒を受けた後、交通安全講習を数回受講。Aはこの保護観察中に母親の財布から現金を抜き取り、それを咎められると、「もう勉強はしたくない」と言い、話し合いを重ねた末、高校を自主退学。定職には就かず、アルバイトもせず、昼過ぎに起きて、夕方に高校から帰宅する同年代の若者と深夜まで遊ぶ生活を送る。Aが17歳になった時、一刻の猶予も許さないと母親は痛感し、更生のための援助を受ける決断をする。

2 援助開始

2-1 第1フェイズ：援助方針の設定

インテイク面接⁽²⁾には母親のみが出席。Aの生育歴とこれまでの経過(主な内容を前節にて提示)を聞く。「親の言うことには耳を傾けず、罵声ばかりを浴びせられるようになった」、「子どもというよりも、若い人たちとどのような接点を持って良いのかわからない」という理由から、若者のサブカルチャーを手法に導入しながら援助する筆者(以下、援助者)らのグループに相談。

2回目の面接での訪問時にAと面談を行う。Aは不良行為を繰り返す少年に見られがちな、大人への敵意をむき出しにした表情をしたり、ふてくされたりすることも特になく、比較的素直に面談に応じた。しかし、回答は非常に淡白であった。趣味も興味のあるものも特にない。テレビも見ないし、友人とするゲームも、ゲームが好きだからというよりも仲間と騒いでいられることが楽しいからやっているという。就職についても、まだ働きたくないとだけ答える。将来のビジョンも全くないと言う。この時のAは、初対面であったことの抵抗感や照れから、ほとんど全ての質問に対して淡白な回答を行ったと考えられる。

1週間後の3回目の面接のためにAの自宅を訪問。Aは不在。母親にAの部屋を案内してもらう。寝に帰ってくるだけというAの部屋は小ざっぱりとしており、浜崎あゆみと倅田來未のCDが数枚と中古車雑誌が目にとまる。中古車雑誌を手にとると、いくつか折り目のついたページがあり、セルシオなどの国産の高級車にボールペンで丸がつけられていた。いわゆる「ヤンキー」と呼ばれる若者が好む車種で、音楽と車の趣向からもAの交際がこのような範疇であることが推測された。

翌日の4回目の面接時にAは在宅。Aの部屋で話をすることを要望すると、Aは意外なほどあっさりと承諾。音楽の話で場が和んだところで中古車雑誌に掲載されている高級車を話題にすると、先輩たちの中にはそのような車に乗っている人がいて非常に憧れているという。Aは自分には免許もお金もないから諦めているという発言をする。アルバイトや定職によってお金を稼ぎ、免許を取得することや高級車を手に入れることを提案するが、「現実的に考えて、学歴も資格もない自分が仕事をしたところで、高級車を手に入れるのに何年かかるかわからない。高級車を中古で手に入れても笑われるだけなので、新車でと考えるとなおさら。自分の人生は、そういう先の見えないものなので考えたくない。」と返答。車が好きならば、整備士となったり販売業に就いたりするこ

とも提案するが、車に乗ることは憧れているが、車の整備や販売には興味がないと言う。また、「結局は自分でなくても勤まる仕事しか自分には用意されないだろうし、自分がいなくなっても、翌日から何もなかったかのように、誰かがその仕事をこなしていだけ」と悲愴的な言い回しで答える。そこで、かつてAと同様の理由を挙げて就職や就学を拒絶していた中学生の話をする。彼はタンクローリーの運転手ならば高額の収入を得られる可能性があるを知り、そのためにはどのような資格が必要であるのか非常に興味を持っていたが、事故で亡くなってしまったため夢が実現できなかつたことを伝える⁽³⁾。それまで「宝くじを当てるか、強盗でもしない限り無理な買い物」と言い放っていたAは、高校を退学した自分にも高額収入を得る希望を持ったためか、この仕事に非常に興味を持ち、どのような資格が必要であるか援助者に真剣な表情で質問を繰り返した。この時、援助者は大型自動車免許と危険物取扱者の資格の2つを教えた。すると早速、まず取得可能である4ヶ月後の11月の危険物取扱者試験に向けての勉強を翌週から始めることをすんなり承諾し、それに必要な教材を援助者がそろえてくる約束をしてこの日の面談を終了した。

2-2 第2フェイズ：援助の介入

危険物取扱者資格試験（丙種）を受けることを援助者と約束した翌日、電話で教本と問題集を自分で買ったとAから連絡が入った。ひとりで取り組もうとするAを心配する援助者に「これでも昔は勉強が嫌いじゃなかった」と自信をのぞかせた。そこで、援助者もAと同じ書籍を用意して、翌週から一緒に勉強をする予定を立てた。

Aとは3回目の面会（累計5回目の面談日）では、Aが教本購入から5日経過したが、わからない箇所は多いが、それなりに暗記物を進めていると報告を受ける。80ページほどの教本のうち、すでに12ページをこなしており、この日はその箇所についての確認作業を行った。Aとは週1回のペースで面会し、勉強開始から2週間後に問題集もこなす計画を立てた。1ヶ月半で教本を全て終え、その半月後（開始から2ヶ月後）に問題集も一通り終える。この2ヶ月間、必然的に友人と会う回数は減り、朝5時に寝て13時頃に起きていた昼夜逆転気味であった生活も、深夜2時就寝の朝10時起床と、3時間ほどリズムが改善された。また、Aの友人（工業高校在籍）が、同じ受験日に危険物取扱者乙種4類を受けると知り、すでに丙種を取得済みのその友人からアドバイスをもらい、Aも来年は乙種4類を受験すると目標をさらに高く設定する。Aは、高校退学を決意する一因となった無免許運転のため、1年間は自動車免許を取得することができなかった。しかし、危険物取扱者の試験後にちょうど1年が経過するため、年明けから自動車学校に通う計画も立てた。普通免許取得に必要な二十数万円の経費は、半分は自分がアルバイトをし、半分を母親に援助してもらおうこととなった。アルバイトは近所のガソリンスタンドに決めた。これは乙種4類を受ける友人が既に働いていた店でもあった。友人はまだ働き始めて3ヶ月であったが、Aよりも40円だけ時給が良かった。これが危険物取扱者の資格を持っていることによる手当てだと知る。その友人に「1時間たった40円の違いだけど、1日5時間働いて200円の差。月に20日働いて4千円の差。1年で約5万円も差が出る。もし1日8時間働くと年に約8万円も差が出ると大きいってことを考えろって兄貴から教わった」と言われ、Aはますます資格取得の重要性を考えるようになる。試験1ヶ月前に、援助者はAの働くガソリンスタンドに足を運び、責任者と面会。Aの働きぶりは真面目であると好評価されていることを知る。

11月中旬にAは受験。試験に手ごたえを感じ自信をつけたAは、翌月の合格発表まで待たずに、乙種4類の教本と問題集を購入してきてすぐに勉強を開始する。12月上旬、Aは満点（正答率100%）で合格の通知を受ける。

2-3 第3フェイズ：援助の終結

Aは翌年1月より母親に費用を立て替えてもらうことによって自動車運転免許合宿に参加する。合宿期間中

（約2週間強）、乙種4類の勉強は中断。そしてAのこの不在時に、母親は隣県在住のAの祖父母の家（母親の実家）に戻って家族4人で暮らすことを決断する。合宿から戻ったAは、新しい環境に置かれたことで、次第に不良行為を一緒に行っていた仲間と疎遠になっていき、また、新しい場所で何をすれば良いのかわからなかったことで、とりあえず危険物取扱者（乙種4類）の勉強を再開した。新しいアルバイト（ガソリンスタンド）も見つけ、1日6時間程度働く。2ヶ月で母親の立替分を返済。そして、この年の6月に受験し合格。また、大型自動車免許の取得の費用のために貯金を始める。大型免許は受験資格が最短で3年半後の21歳となるため、その前に、18歳以上で受験可能な毒物劇物取扱者の資格を取得する目標を立てる。Aへの援助は乙種4類合格の通知とともに終結とした。

Ⅲ. 所見

Aの問題の背景と経過に見られるように、Aは、不良の学業態度などの非行辺縁領域の問題行動から初発型非行へと移行していく「エスカレート型」の非行に該当する。母親の援助要望は、このエスカレートの状況に危機感を抱いたことに起因している。

生育歴では、Aは「気むづかしくない性質」、「低くない知的能力」という特性を幼少期に見せており、また、学童期後期から青年期初期にかけての「強くない学校アタッチメント」、「学力低下」、「非行仲間との接触」、「親への反発」といった負の要素から非行に走っている。その後、Aは1号観察（長くない投獄）を経て、また、その過程において、「非行では自己実現できないという気づき」があったからこそ、援助者にほとんど抵抗することなく、容易に受容したとも考えられる。

川邊（1991）は、非行少年の中には、「それまでの幻想的自己イメージを維持できずに破綻し、エネルギーを充当すべき対象を失った時、非行へと走りがちである」と指摘するが、Aはまさに、親の期待と自分の幻想的自己イメージに押しつぶされて破綻したケースに該当する。また川邊（同掲）の「非行少年は世間一般に受け入れられている価値体系に適応しようとする力や構えが弱い」という指摘の通り、Aは自らがその価値体系に適応できないと思い込んでおり、逆に、「人生の転回点にふさわしい家庭外の導き手」がその価値体系に少しでも乗せる援助ができるならば、効果が期待できると予測できよう。

また、米川（1996）は、無非行少年と非行少年の別にみた自己概念の比較と一般線形モデル分析において、非行少年の自己概念は、「自分が問題のある生徒だ」、「親や先生から良い人物だとみられていない」とほとんどが思っている一方で、「幸福な生活を送ることができる／できない」、「才能や能力をいかして働くことができる／できない」、「出世の見込みはある程度ある／ほとんどない」、「社会で必要な人間になる／ならない」の項目においてはほぼ半々であると提示している。さらに津田（1984）は、「非社会的性格を帯びた現代の非行は、青少年の間で目標志向性が欠落しがちになり、次第に前途閉鎖感を抱き、刹那的、享乐的なムードに押し流される傾向が強くなる」と指摘する。Aは現時点での自尊感情において確かに劣等感を持っていたが、小学生の頃の本人の記憶からは、自分が能力が低いわけではないとはっきりと自覚している。その反面、現実と直面した上で、自己有用性という点において、自分は役に立たないのではないかという劣等感を持っていたと思われる。すなわち、Aは自己概念において、肯定的と否定的なファクターの両極に大きく針を振っており、Aの持つ前途閉鎖感を取り除くことが非行回避への方策であると理解できよう。

この前途閉鎖感の取り除きに、本事例で危険物取扱者の資格が有効であったことは、ある程度の可能性の高さを持ち合わせていることが予測できた手法であったと言える。例えば、少年院では、在院者の社会復帰後の就職活動の一助とするための職業補導が中間期教育として行われているが、職業補導への直接的関連に関わらず、危

危険物取扱者資格の取得を目指す少年は非常に多く、人気の資格となっている。これは、若者が車に乗ること、所有することに非常に興味を持ち始める時期であることとの関係性の他に、実に単純で半ば幼稚な発想とは言え、この資格の名称から、「危険物」を扱うことを「認められた」人間に成長させるという、何かしらヒーロー的なイメージを彼らの中にもたらし、挑戦的意欲を駆り立てていることが指摘できる。そして合格率の高い資格であり、さほど難易度が高くない、取り組みやすい資格であることも重要である。これは自動車整備士の資格は非常に難しいため、敬遠する向きが多いことから理解できる。

このような動機とそれに伴う良好な結果から、Aは前途閉鎖感を取り除き、かつての享樂的志向を努力志向へと変換、そして将来志向をポジティブに変化させることができた。あるいは、彼の学歴に対する劣等感と、それに起因する将来の経済的失望感を、タンクローリーの運転手になるという目標によって肯定的に転覆させることが可能であるという明るい将来志向を持ったために、享樂志向から努力志向へと移行し、そして将来志向をさらに強化することに成功したとも考えられよう。

以上より、危険物取扱者の資格受験が非行回避の導入部には効果的であると考えることが可能であるが、今後、単純に事例数を増やすことで証明していただくだけでなく、補完的に調査すべき事項がいくつかある。ひとつは、男性よりも自動車に対する志向性が低い女性にも適用可能であるか否かという点。また、男子非行少年であっても、自動車に興味があるとは限らないため、そのような少年らにも導入できるのか否かという点。また、山本（2005）は、高校生のアルバイトと非行の関係性の研究において、高校生が実社会に出て合法的なアルバイトをすることは、必ずしも良い効果をもたらすとは限らず、職場で誰と出会い何を学ぶかによっては、（有害環境において非学校的な価値や遊びを覚える可能性があるという点において）非行促進的な可能性すらあると指摘する。確かに、学校では全く無気力である若者が、アルバイトの場では別人のような好青年となって働いていることもあり、若者が労働の意味や社会人としての自覚を実社会で肌で覚えるケースもある。とはいえ、若者の就労支援には危険物取扱者の資格が有用であったとしても、それが社会に送り出した後にも完全に更生した生活を送る保障にはならないことを援助者は自覚しておく必要がある。つまり、就労支援は就職が決まったことで終結を迎えるのではなく、実際にはその先も安定して仕事に就けているかの見届けをすることが重要であると言えよう。今回の考察では以上の課題も持ち合わせていることを併記すべきであり、今後の継続的調査と研究によって明らかにしていきたいと考える。

註

- (1) 例えば、警察の署員たちが暴走族の少年たちの更生を目的として、彼らとのサッカーの試合を企画したが、試合会場に少年たちは集まらず、電話連絡に誰も応じなかったことがある（『西日本新聞』朝刊、2009年3月16日付）。このような事例からも、スポーツで共に汗を流すことで更生促進を図ることは、導入段階においては成果を得にくいことが理解できよう。
- (2) 本節「問題の背景と経過」及び「援助開始」は、第1フェイズ及び第2フェイズにおける面談時の記録（フィールドノート）から再構成している。
- (3) この援助事例については八尋（2008）に掲載。

引用文献

- 1) 岡本英生（2002）「非行少年が成人犯罪者となるリスク要因に関する研究」『犯罪社会学研究 第27号』、日本犯罪学会、pp. 102-112。

- 2) 村山拓他（2007）「男子少年院における教育の実態と機能に関する教育学的研究；その（3）職業指導・訓練と更生の連関」『日本教育学会大会研究発表要項』日本教育学会、pp. 74-75。
- 3) 白井利明他（2005）「非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究（V）：非行から立ち直った人への面接調査から」『大阪教育大学紀要IV 教育科学 第54号』、pp. 111-129。
- 4) 川邊 譲（1991）「少年非行に見る日本社会の不安定性」『犯罪社会学研究 第16号』、日本犯罪社会学会、pp. 17-35。
- 5) 米川茂信（1996）「学歴アノミーと中・高生非行」『犯罪社会学研究 第21号』、日本犯罪社会学会、pp. 118-144。
- 6) 津田勝彦（1984）「現代型非行の特徴と社会的背景」『犯罪社会学研究 第9号』、日本犯罪社会学会、pp. 139-160。
- 7) 山本 功（2005）「高校生のアルバイトは非行を抑止するか」『犯罪社会学研究 第30号』、日本犯罪社会学会、pp. 138-150。
- 8) 八尋茂樹（2008）「援助失敗」『風跡 第34号』、pp. 45-50。